

経税部
だより

マイナンバー制度の現状と今後の方向

税理士 疋田 英司

マイナンバー制度とは

マイナンバーとは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている番号のことです。個人番号と法人番号があります。この法律では、行政機関等は番号利用を義務付けています。一方、源泉徴収や社会保険など、行政機関の番号利用業務を代行する事業者等は番号利用を努力する規定を定めています。国民には番号を利用する義務も努力規定も定めていません。国民に対しては個人番号を通知することとされています。

これは、個人番号の漏えいや不正利用を防止するための各種措置を施す義務です。個人番号が記載された個人情報データベースが、個人情報といいますが、これを保管する鍵のかかる設備と施錠できる部屋の整備、個人番号をPCで利用する場合のセキュリティソフトの導入、責任者の特定などとともに、漏えいや不正利用があった場合は罰則が適用されます。民事的には損害賠償請求の可能性も出ます。このような処罰と賠償責任リスク、さらに管理コストがかかる番号の取扱が努力規定であれば、できれば扱いたくないというのは自然の発想です。これがマイナンバー法の基本的な立場です。

国民感覚からずれている 政府・自治体

昨年、従業員の個人番号を無差別に全数事業主に送付するという方針が総務省から発表されました。給与から天引きする住民税額を事業主に送付する特別徴収税額通知書に個人番号を記載するというものです。しかし、多くの事業主はマイナンバー法が規定する安全管理設備が整っていない点、誤配や個人情報の誤記入など自治体の情報管理に差が多く、重大な罰則規定と安全管理措置を求められる個人番号を一方的に送付するのは問題があると指摘され、政府や自治体に中止を申し入れました。自治体の

中には事の重大性を理解し、個人番号を表示しない英断した自治体も多くみられました。しかし、多くの自治体は総務省の指示通り番号記載のまま送付しました。その結果、誤配や番号記載誤り、情報漏えいなどの社会問題が発生しました。これに対して多くの国民はじめ弁護士会、税理士会、経済界なども番号記載をしないよう申し入れが行われ、今年には記載をやめることになりました。1年で取りやめたりは、このように混乱を招いた政府や自治体の責任は問われたい

したり、知らぬ間に取引相手にさせられるなど、脱税や違法行為の当事者にさせられる事件も起きています。被害にあった方は、税務署や警察から身に覚えのない取引の当事者として犯罪者扱いされ、冤罪を晴らすために多大の犠牲を払わなくてはならない事態に見舞われました。判断能力の劣ってしまった方の番号を悪用する事件も起きています。総務省は外国の例を参考に日本では事件が

起きないように対策されていますと説明していますが、通信技術が日々変化している今日において、説明は空疎にしか思えません。このような外国の事件に加え、国内でも番号の漏えいが多発しているからこそ、国民に不安が募るのです。自己の財産や人権を防衛するためにも自己の番号の不利用を求め、番号の通知受領や番号の提供を拒むのは自然な判断です。

国民の財産保護より 情報管理を優先する政府

金融機関は法定調書を作成する目的で預金者からマイナンバーを預かります。しかし、預金口座へのマイナンバー付番制度が2018年1月1日に施行され、利用範囲が拡大されました。

しかし、施行前に預かったマイナンバーは税務署に提出する法定調書作成のためでした。それを検索システムで利用することは目的外使用となります。このため、改めて預金口座付番システムに

このように番号と財産が連動する外国と同じ環境になりつつあります。犯罪者にすれば確実にターゲットを絞ることができるツールとなりかねません。

場、交通機関の利用、買物の決済などがスマホや、顔認証などで行うことができる世の中になります。この環境は外国で実現しており、夢の話ではありません。

マイナンバーの利用を 求める法整備

国民に関わる部分では、税務や社会保険に関する法律や規則などに番号記入を定めています。例えば、国税通則法124条には税務手続に番号を記入するよう定めています。実務では、番号の

記載がなくても申告書の受付を拒絶していません。税額確定し納税する義務は憲法上の義務です。当然のことです。このため、番号不記載の書類は不完全書類として受付をする取り扱いを続け

件」が多発しています。番号に金融情報も含めた様々な個人情報を集約させる制度を採用している米国内では、番号を盗用した「なりすまし事

不安の多いマイナンバー

このような反対の声が多い背景には、番号制度を採用している諸外国の事例があります。韓国や

件」が多発しています。番号に金融情報も含めた様々な個人情報を集約させる制度を採用している米国内では、番号を盗用した「なりすまし事

このように番号と財産が連動する外国と同じ環境になりつつあります。犯罪者にすれば確実にターゲットを絞ることができるツールとなりかねません。

「ロードマップ」の めざすところ

ロードマップは、自由民主党と内閣官房のIT総合戦略本部が2014年から作成しています。これによれば、2018年に診察券、クレジットに加えて運転免許証、医師免許、学歴などのマイナンバーカード、スマホなどに一元化、2019年には医療情報、死亡情報を共有して相続の自動化、2020年には生体認証と連携、全国民がマイナンバーを利用する。この計画の実現には国民がマイナンバーを自発的に利用する環境が必要で

ロードマップが実現した際には、施設への入

預貯金者等情報の管理

第74条の13の2

金融機関等は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預貯金者等の氏名（法人については名称）及び住所又は居所その他預貯金等の内容に関する事項であって財務省令で定めるもの）を当該預貯金者等の番号（個人番号及び法人番号）により検索することができる状態で管理しなければならない。（抜粋）

大阪府歯科保険医協会ホームページに

歯科医院求人情報サイトを新設

詳細はコチラ >>>

大阪府歯科保険医協会 求人

検索

http://osk-net.org/job/

2018.1.15
NEW OPEN

▶ ホームページから簡単申し込み

▶ 費用は掲載料のみ

スマホからの掲載申し込みも可能

3カ月の掲載で1万円

掲載料変更のお知らせ

求人情報のWEB化に伴い、4月15日新規更新分（3月申し込み分）から掲載料金を下記の通り変更しました。

旧料金 5,000円（3カ月掲載）
新料金 10,000円（3カ月掲載）

※協会は情報提供のみで条件の交渉等は当事者間でお願いします。お問い合わせは事務局（tel 06-6568-7731）まで